## 令和3年

寒河江市農業委員会第7回総会会議録

寒河江市農業委員会

# 寒河江市農業委員会 第7回総会

日 時 令和3年7月26日(月)午後9時00分

会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

#### 出席委員

1番 2番 土 田 彦 雄 辺 裕 之 鈴木浩之 3番 渡 4番 新 宮 しのぶ 5番 眞 木 早百合 6番 奥 山 浩 孝彦 芳 7番 賀 宏 8番 大 泉 9番 影 沢 政 俊 10番 後 藤孝好 12番 菊 地 ひとみ 13番 倉 通 文 猪 片 道 雄 16番 山田和義 14番 相 原 稔 15番 桐 木 村 三 紀 17番 菅 井 孝 一 18番

#### 欠席委員

11番 氏 家 理 香

#### 事務局

 事務局長補佐
 芳賀豊彦
 総務主査 菊地 亮

 農地主査 髙橋昭光
 農地係主事 稲垣 奨

#### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第4条1項但書き) 農地の 用途変更について

#### 議事

- (1) 議第29号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第31号 寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について

開会 午前 9時12分

木村議長 ただいまより寒河江市農業委員会第7回総会を開催します。

よろしくお願いします。

初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半が出席し

ておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまし

て議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、7番・芳賀委員、15番・片桐委員にお願いし

ます。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いしま

す。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。

事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局(農地係主事) 特にありません。

木村議長
それでは、早速議事に入ります。

議第29号から議第31号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第29号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第31号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に 係る審議について」

以上、議第29号から議第31号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。 菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代 理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る7月20日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区 担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告 に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法 第5条の許可申請案件1件と、寒河江農業振興地域整備計画 の変更に係る案件1件を審査しました。

議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位20番、寒河江地区、中央工業団地の工業用地造成の転用案件です。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば問題はない

と判断しました。

なお、この案件は転用面積が30アールを超えますので、 山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

議第31号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、順位4番、寒河江地区、大字寒河江字上野の既存資材置場の拡張のための計画変更案件です。当該地は、集団的に存在する一団の農地区域を蚕食または分断するものではなく、周辺農地への農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないよう意見を付すのならば問題はないと判断しました。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上でありますが、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。 以上です。

#### 木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時50分までとします。 それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時47分

#### 木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第29号「農地法第3条の規定による許可処分 について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、 地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山

田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

5ページの議第29号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

6ページになります。

#### (議案書順位31番朗読)

なお、7月15日に片桐委員、今井推進委員と現地の確認をしてまいりました。農地の場所は、寒河江バイパスインターを山形方面へ向かい、その先の観光いちご園ストロベリーファームから100メートル先のアンダー交差点を左折しまして、その先の農道南側50メートル先に位置しております。現況としましては、ハウス、以前は野菜の植栽をしていましたけれども、ハウス4棟も耕作放棄地となっており、借人のさんが交付金を活用して野菜の植栽・再生を行い、野菜づくりの規模拡大を図るということでありまして、貸人のさんのほうから逆に賃貸料はいただけないということから、今回は使用貸借で締結しまして、新たに10年後に賃貸借権設定を結び直すという内容で進んでいるようであります。なお、事前審査会、地区審査会でも異議はございません。

#### (議案書順位34番朗読)

同じ日に、片桐委員と小野推進委員とともに現地の確認を 実施してまいりました。農地の場所は、本楯公民館より東へ 500メートル先へ進んだところに位置しています。現在そ の農地にはラ・フランスが植栽されておりますけれども、譲 渡人の さんについては労力不足により、ちょうど隣接します さん所有の樹園地が譲受け面積を拡大するということで、このたび取得する運びとなっています。

なお、事前審査会、地区審査での異議はございません。 以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田 委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

同じく、農地法第3条、6ページになります。

(議案書順位32番朗読)

この件につきまして、7月15日に芳賀委員と斎藤推進委員とで現地を確認してきたところであります。現地は、ほなみ団地から陵東中学校へ抜けるいわゆる内回りバイパスに接していた農地でありまして、旧上河原公民館の近くになります。今回申請する農地の隣に、実は2月に住宅が市道にかかるということで既に転用許可を得て宅地を建設中でありまして、その隣に今回の申請地の農地があるわけであります。その農地を今回取得するということでありまして、隣接しておりますので、計画どおりであれば何ら問題ないということで確認をしてきたところでありました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原

委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

同じく「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位33番朗読)

この件につきまして、7月17日に猪倉委員、鬼海推進委員と現地を確認してまいりました。この場所は、慈恩寺地区の西部、蛍の舞い踊る清流・田沢川に沿って、市道の上り口付近、陣屋慈恩寺店の100メートルほど手前に位置します。譲受人が購入した宅地に隣接していた畑というのがこの農地で、併せて取得し、野菜畑として利用するとのことです。ちなみに、宅地・畑ともつい最近まで原野状態でありました。周辺に農地として利用されている土地はないので、申請どおりであれば問題ないものと判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位31番から34番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第29号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第29号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

8ページになります。

(議案書順位20番朗読)

まず1か所、1057-1から1059-1、この場所に

ついては農協のJA-SSポートさがえとTPR工業の駐車場の間のところの田んぼになります。

もう1か所、1176は、数年前新たに工業団地に建った 関宿急便のちょうど南側の裏の土地ということになります。

なお、7月20日の事前審査会において、出席者全員よる 現地の確認を実施しました。申請のとおりであれば何ら問題 ないだろうとの統一見解でしたので、なお、地区審査におい ても異議はございませんでした。

#### (議案書順位21番朗読)

7月15日に、片桐委員と小野推進委員と現地の確認をしてまいりました。場所は、寒河江高校陸橋を柴橋方面へ進みまして、現在の日本通運株式会社山形支店付近に遠藤石材店がございます。その道路の斜め向かいに位置しています。

申請の土地については、現在田んぼになっておりますけれども、譲受人の遠藤さんにおいて石材業を営んでおりまして、 事業の利用状況が拡大しまして、敷地が狭くなったということから、現在不便をしているため、隣接する土地を買い求めたということであります。また、従業員と来客用等の駐車場並びに各資材置場として拡充を進めていきたいということで確認が取れています。申請のとおりであれば何ら問題はないと確認してまいりました。

なお、事前審査会と地区審査での異議はございませんでした。

#### (議案書順位23番朗読)

同じ日に、片桐委員と小野推進委員とで現地の確認をして まいりました。場所は、主要地方道・天童寒河江線を陵南中 学校グラウンド方面へぶつかり、その途中、仲谷地地内のさくらんぼ歯科クリニックの交差点を左折し、その先50メートル南へ進んだところであります。既に周囲は住宅並びに建物が建ち並んでおりますので、申請のとおりであれば何ら問題はないということで確認をしてまいりました。

事前審査会、地区審査とも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。6番、奥山です。

同じく8ページ。

(議案書順位22番朗読)

この件では、7月17日、大泉委員、熊坂推進委員と一緒に現地確認を行いました。現地は主要地方道24号天童寒河 江線を陵南中のほう、グラウンドのところからさらに西へ1 0メートルほど行ったところの土地の中にあります。

この申請地は、第3回総会に寒河江農業振興地域整備計画変更に係る審議の順位1で変更が認められた場所です。今回はその認められたということに基づいて、墓地区域の拡張を目的とした所有権移転の申請です。

申請地は、三方を既に墓地に囲まれて、ほかの農地とも離れておりまして、特段他の農地に影響を与えることはないと 判断しました。これまでの経過からも問題はないと考えております。

事前審査会及び地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位20番は、工業用地造成のための転用になっております。申請地は、平成21年に許可された寒河江市中央工業団地第4次造成用地に隣接する2区画です。このたび、土地所有者との協議が調ったために、農地転用申請を行うものです。分譲先については、一方はジェイエイライフ、もう一方は山形酸素に決定しております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位21番については、木材置場及び駐車場などの転用申請になっております。申請地の隣接地、今回の併用地ですが、店舗及び木材置場として貸しておりますが、このたびの賃借人の事業拡大に伴いまして申請地分を拡張しまして、木材置場と店舗利用者の駐車場として追加で設ける計画となっています。申請地は、第3種農地区域に近接していまして、市街地化が見込まれる区域であり、第2種農地と判断します。第2種農地は通常転用は認められておりませんが、土地選定理由書によると、土地選定検討の結果、当該申請地以外に適地は見当たらず代替性がないことにより、例外として転用は認められますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

続きまして、順位22番は、墓地区域拡張のための転用申請になっております。申請地は、10~クタール以上の規模の一団の農地区域にあるので、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可されませんが、当該の目的は既存施設の拡張でありまして、既存施設面積の2分の1を超えないもの

ですので、計画どおりであれば農地区分の立地基準を満たしており、転用目的も問題ないと考えます。

順位23番は、個人住宅建築のための転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調書に基づく調査の 結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の 挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第30号は原案のとおり許可相当と して県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第31号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に 係る審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査 の結果の報告をお願いします。 寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

9ページ、議第31号「寒河江農業振興地域整備計画の変 更に係る審議について」。

(議案書順位4番朗読)

このたびの農業振興地域整備計画の変更において、当該申請地は、集団的に存在する一団の農地区域を蚕食または分断するおそれがないと認められることから、問題はないのではないかなということで見てまいりました。

なお、7月20日、事前審査会におきまして、出席者全員 により現地の調査を実施しました。何ら問題はないとの統一 見解でした。地区審査でも異議はございませんでした。

なお、ここの場所は、元の寒河江自動車学校、今の跡地の ちょうど向かいの農地ということになっております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位4番は、大字寒河江字上野に所在する農地であり、仲谷地、元町における都市計画法に定める用途区域と山形自動車道との間に広がる農用地区域内にありまして、市道寒河江駅高瀬山線沿道の農地です。このたびの農業振興地域整備計画の変更においては、農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に定める要件を満たし、問題はないものと考え

ます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当 委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手を お願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第31号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第31号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで本日上程された議案については全て議決されました。 以上をもちまして、本日の総会を終了します。ご苦労さま でした。

閉会 午前10時12分

### 令和3年7月26日

第 7 回 総 会 議 長 木 村 三 紀 議事録署名委員 7番委員 芳 賀 宏 議事録署名委員 15番委員 片 桐 道 雄